

令和 5 年

瀬戸市議会概要



THE CITY OF CERAMICS
SETO, JAPAN

瀬戸市議会事務局

目 次

1 瀬戸市の概要

- (1) 瀬戸市の沿革 1
- (2) 人口・面積・世帯数の推移 2
- (3) 産業別人口
- (4) 令和5年度瀬戸市当初予算（前年度対比） 3

2 議 会

- (1) 議員 5
 - ア 議員定数
 - イ 任期
 - ウ 党派及び会派別
 - エ 当選回数別
 - オ 年齢別
- (2) 構成 6
 - ア 組織
 - イ 常任委員会
 - ウ 議会運営委員会
 - エ 広報広聴協議会
 - オ 委員会等名簿 8
 - (ア) 常任委員会委員
 - (イ) 議会運営委員会委員
 - (ウ) 広報広聴協議会会員
 - (エ) 一部事務組合議会議員
- (3) 議会費予算等 10
 - ア 議会費当初予算（1款1項1目）
 - イ 報酬・手当 11
 - (ア) 議員報酬
 - (イ) 特別職の給与
 - (ウ) 議員期末手当
 - ウ 行政視察旅費
 - エ 費用弁償

3	令和4年議会活動状況	
(1)	議会開催数	12
(2)	本会議開催状況	
(3)	請願処理状況	
(4)	議案件数及び議決状況	13
(5)	常任・特別委員会、その他の会議開催状況	14
(6)	常任委員会開催数・審査件数	15
(7)	意見書等議決状況	
4	瀬戸市機構図	16
5	議会事務局組織図及び事務分掌	18
6	瀬戸市議会基本条例	19
7	瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例	23
8	瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	26
9	議員名簿	
(1)	歴代議長	28
(2)	歴代副議長	30
(3)	瀬戸市議会議員名簿(議席順)	33

1 瀬戸市の概要

(1) 瀬戸市の沿革

瀬戸の地は、濃尾平野の東に位置し、市域の大半を占める丘陵とさらにそこから流れる河川によって豊かな自然が育まれ、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂を豊富に含んだ地層があったため、陶都として1000年以上の歴史を築いてきた。

明治5(1872)年の大・小区制、明治11(1878)年の郡区町村編成法の実施を経て、明治22(1889)年に町村制が公布されると、はじめて近代的な地方自治体である瀬戸村となり、次いで明治25(1892)年には瀬戸町となった。

大正14(1925)年には、赤津村及び旭村の一部(今村・美濃之池村)を合併した。

昭和4(1929)年10月1日、愛知県で5番目の市として、瀬戸市が誕生した。当時の戸数は8,006戸、人口は36,932人であった。そのころの世の中は全国的な不況の中にあり、たいへん苦しい出発ではあったが、昭和6年には水道事業にいち早く着手するなど市民生活に重点をおいた市政が推し進められた。

昭和10年代は、だんだん戦時色が強くなり、陶業も石炭の統制、企業整備などの制約を受け、特に第2次世界大戦末期には軍需工場の受け入れがなされるまでになった。しかし、幸いなことに工場は戦災をまぬがれ、戦後いち早く立ち直ることができた。

そして市域の拡大に努力し、昭和26(1951)年5月に水野村、昭和30(1955)年2月に幡山村、昭和34(1959)年4月に品野町をそれぞれ合併して現在の市域となった。当時の世帯数は16,952世帯、人口は80,806人であった。

平成8(1996)年10月に中国景德鎮市と友好都市提携を締結したのをはじめ、平成15(2003)年11月にはフランス・リモージュ市と、平成16(2004)年4月にチュニジア共和国ナブール市と、そして平成18(2006)年4月には大韓民国利川市とそれぞれ姉妹都市提携を結んでいる。

平成17(2005)年には、2005年日本国際博覧会「愛・地球博」が、瀬戸市と隣接する長久手町を会場として開催され、同期間にそのホストシティの連携プロジェクトとして「せと・やきもの世界大交流」イベントを市内全域で催し、多くの人々が交流の輪を広げ「せと」の魅力を全世界に発信した。

「愛・地球博」を契機に地域活動の取り組みが着実に増えたことから、地域が抱える課題を地域住民らが自ら解決していくための力を「地域力」と位置付け、様々な主体と協力して課題解決に取り組む活動を推進している。

これまでの成果を継承し、持続可能な瀬戸市としていくために、平成28年度、新たに第6次瀬戸市総合計画を策定した。平成29年4月1日には六古窯の街として日本遺産の認定を受け、瀬戸の魅力为全国へと発信した。

令和2(2020)年には、本市で初となる小中一貫校開校・小中一貫教育の導入を契機とし、これまで築き上げてきた伝統と文化を受け継ぎながらも、市民や企業、地域とともに市民の「誇り」となる新たな瀬戸市の教育の創造に挑戦している。

(2) 人口・面積・世帯数の推移

(各年10月1日 現在)

年次	面積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
			総数	男	女
昭和5年	30.09	8,259	37,309	19,606	17,703
10年	〃	10,092	47,553	24,677	22,876
22年	〃	9,777	42,788	20,757	22,031
30年	〃	13,588	64,681	31,355	33,326
35年	71.36	17,412	82,101	39,741	42,360
40年	110.34	20,340	86,424	42,214	44,210
50年	〃	30,799	112,569	55,794	56,775
60年	〃	36,804	124,623	61,722	62,901
平成2年	111.52	39,096	126,340	62,320	64,020
6年	111.63	42,769	129,086	63,550	65,536
10年	111.62	45,491	130,560	64,277	66,283
20年	111.61	52,358	133,339	65,687	67,652
27年	111.40	50,327	129,046	63,189	65,857
29年	〃	55,147	130,211	64,102	66,109
令和元年	〃	56,273	129,496	63,771	65,725
2年	〃	56,834	129,131	63,595	65,536
3年	〃	57,328	128,869	63,399	65,470
4年	〃	57,744	128,343	63,118	65,225

(3) 産業別人口

(令和2年国勢調査)

就業者	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
人数(人)	60,351	436	20,025	38,063	1,827
割合(%)	100.0	0.7	33.2	63.1	3.0

(4) 令和5年度瀬戸市当初予算（前年度対比）

総 括

区 分		本年度予算額	前年度予算額	増減率
		千円	千円	%
一般会計		41,210,000	40,160,000	2.61
特別会計	国民健康保険事業	11,593,000	11,976,000	△ 3.20
	春雨墓苑事業	31,000	31,000	0.00
	介護保険事業	11,169,000	10,805,000	3.37
	後期高齢者医療	2,322,000	2,309,000	0.56
	小 計	25,115,000	25,121,000	△ 0.02
企業会計	水道事業	3,495,789	4,416,253	△ 20.84
	下水道事業	5,067,715	4,155,925	21.94
	小 計	8,563,504	8,572,178	△ 0.10
合 計		74,888,504	73,853,178	1.40

一般会計

【歳 入】

区 分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1 市税	19,237,501	46.7	18,730,491	46.6	2.7
2 地方譲与税	307,000	0.7	334,000	0.8	△ 8.1
3 利子割交付金	5,000	0.0	8,000	0.0	△ 37.5
4 配当割交付金	141,000	0.3	114,000	0.3	23.7
5 株式等譲渡所得割交付金	115,000	0.3	58,000	0.1	98.3
6 法人事業税交付金	242,000	0.6	182,000	0.5	33.0
7 地方消費税交付金	3,182,000	7.7	2,978,000	7.4	6.9
8 ゴルフ場利用税交付金	37,000	0.1	34,000	0.1	8.8
9 環境性能割交付金	75,000	0.2	76,000	0.2	△ 1.3
10 地方特例交付金	196,001	0.5	160,001	0.4	22.5
11 地方交付税	3,622,000	8.8	2,807,000	7.0	29.0
12 交通安全対策特別交付金	18,000	0.0	19,000	0.0	△ 5.3
13 分担金及び負担金	177,143	0.4	172,563	0.4	2.7
14 使用料及び手数料	846,756	2.1	560,047	1.4	51.2
15 国庫支出金	5,767,478	14.0	5,691,312	14.2	1.3
16 県支出金	3,153,226	7.7	3,084,018	7.7	2.2
17 財産収入	391,601	1.0	801,928	2.0	△ 51.2
18 寄附金	250,005	0.6	100,005	0.2	150.0
19 繰入金	946,493	2.3	450,932	1.1	109.9
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	0.0
21 諸収入	1,197,595	2.9	1,239,902	3.1	△ 3.4
22 市債	1,302,200 (942,200)	3.2 (2.3)	2,558,800 (838,800)	6.4 (2.1)	△ 49.1 (12.3)
歳入合計	41,210,000	100.0	40,160,000	100.0	2.6

注) 市債の欄の()内は、臨時財政対策債を除いた場合の計数です。

《市税内訳》

区 分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1 市民税	8,854,600	46.0	8,555,800	45.7	3.5
うち個人	7,522,900	39.1	7,485,800	40.0	0.5
うち法人	1,331,700	6.9	1,070,000	5.7	24.5
2 固定資産税	7,920,400	41.2	7,728,590	41.3	2.5
3 軽自動車税	314,401	1.6	289,701	1.5	8.5
4 市たばこ税	721,100	3.7	763,200	4.1	△ 5.5
5 鉱産税	1,800	0.0	1,900	0.0	△ 5.3
6 都市計画税	1,425,200	7.4	1,391,300	7.4	2.4
計	19,237,501	100.0	18,730,491	100.0	2.7

【歳出】

《款別》

区 分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1 議会費	327,012	0.8	324,343	0.8	0.8
2 総務費	4,760,235	11.6	5,660,062	14.1	△ 15.9
3 民生費	18,069,577	43.8	17,487,574	43.5	3.3
4 衛生費	4,497,890	10.9	4,781,442	11.9	△ 5.9
5 労働費	80	0.0	2,697	0.0	△ 97.0
6 農林水産業費	209,419	0.5	192,668	0.5	8.7
7 商工費	1,232,547	3.0	1,037,971	2.6	18.7
8 土木費	3,621,512	8.8	3,540,512	8.8	2.3
9 消防費	1,441,390	3.5	1,313,400	3.3	9.7
10 教育費	4,608,757	11.2	3,512,873	8.7	31.2
11 災害復旧費	8	0.0	8	0.0	0.0
12 公債費	2,391,573	5.8	2,256,450	5.6	6.0
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳出合計	41,210,000	100.0	40,160,000	100.0	2.6

《性質別》

区 分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
義務的経費	17,548,551	42.6	16,939,569	42.2	3.6
人件費	6,971,465	16.9	6,955,345	17.3	0.2
扶助費	8,185,513	19.9	7,727,774	19.2	5.9
公債費	2,391,573	5.8	2,256,450	5.6	6.0
投資的経費	3,709,680	9.0	2,999,199	7.5	23.7
その他の経費	19,951,769	48.4	20,221,232	50.4	△ 1.3
物件費	9,097,348	22.1	8,985,544	22.4	1.2
維持補修費	517,076	1.3	717,743	1.8	△ 28.0
補助費等	6,209,745	15.1	6,286,781	15.7	△ 1.2
積立金貸付金等	224,882	0.5	389,488	1.0	△ 42.3
繰出金	3,852,718	9.3	3,791,676	9.4	1.6
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳出合計	41,210,000	100.0	40,160,000	100.0	2.6

2 議 会

(1) 議員

ア 議員定数 (平成22年12月 改正)

条 例 定 数	現 員 数
26 人	26 人

イ 任期

令和5年5月1日～令和9年4月30日

ウ 党派及び会派別

党 派 会 派 等	自 民	公 明	共 産	無 所 属	合 計
自 民 新 政 ク ラ ブ	4			7	11
公 明 党 瀬 戸 市 議 団		3			3
日 本 共 産 党 瀬 戸 市 議 団			3		3
無 会 派	2			7	9
合 計	6	3	3	14	26

エ 当選回数別

当選回数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回
人 数	4 人	3 人	8 人	3 人	5 人	1 人	1 人	0	0 人	1 人
比 率 (%)	15.0	11.0	31.0	23.0	19.0	4.0	4.0	0	0	4.0

オ 年 齢 別

(令和5年5月10日 現在)

年 齢 区 別	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳
人 数	1 人	5 人	7 人	10 人	3 人
比 率	3.8 %	19.2%	26.9 %	38.4 %	11.5 %

平均年齢 57.5 歳

最高年齢 79 歳

最低年齢 37 歳

(2) 構成

ア 組織

議 会	常 任 委 員 会	総 務 生 活 委 員 会
		厚 生 文 教 委 員 会
		都 市 活 力 委 員 会
		予 算 決 算 委 員 会
	議 会 運 営 委 員 会	
	そ の 他 の 会 議	広 報 広 聴 協 議 会
		全 員 協 議 会
		各 派 代 表 者 会
		正 副 議 運 ・ 常 任 委 員 長 会
		政 治 倫 理 審 査 会
議 会 事 務 局		

イ 常任委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
総務生活	8 人	市長直轄組織、経営戦略部、行政管理部、市民生活部、消防本部、出納室、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
厚生文教	9 人	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項
都市活力	9 人	地域振興部、都市整備部、農業委員会の所管に属する事項
予算決算	26 人	予算、決算に関する事項

※ 任期 2 年

ウ 議会運営委員会

定 数	8 人
任 期	2 年
所 管 事 項	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項
構 成	各会派からその所属議員 3 人までは 1 人、さらに 3 人を増すごとに 1 人を加える。ただし、公党の 2 人会派は、他のすべての会派が認めたときはこの限りでない。

エ 広報広聴協議会

定 数	26人
任 期	議員の任期
所管事項	(1)議会だよりの編集に関すること (2)議会のホームページに関すること (3)議会報告会と市民との意見交換会に関すること (4)傍聴者アンケートに関すること (5)その他、議会の広報及び広聴に関すること
構 成	議員全員で構成し、広報部会及び広聴部会を置く。

才 委員会等名簿

令和5年5月12日現在

(7) 常任委員会委員

◎委員長 ○副委員長

委員会名	委員名
総務生活委員会	◎三宅 聡 ○新井 亜由美 山内 精一郎 朝井 賢次 西本 潤 石神 栄治 三木 雪実 臼井 淳
厚生文教委員会	◎松原 大介 ○高島 淳 黒柳 知世 池田 信子 柴田 利勝 戸田 由久 長江 公夫 伊藤 賢二 浅井 寿美
都市活力委員会	◎富田 宗一 ○宮 蘭 伸仁 颯田 季央 原 誠 小澤 勝 馬嶋 みゆき 中川 昌也 高桑 茂樹 長江 秀幸
予算決算委員会	◎朝井 賢次 ○三木 雪実 全議員をもって構成

(4) 議会運営委員会委員

令和5年7月19日現在

◎委員長 ○副委員長

委員会名	委員名
議会運営委員会	◎三木 雪実 ○長江 秀幸 山内 精一郎 高島 淳 池田 信子 宮 蘭 伸仁 富田 宗一 浅井 寿美

(7) 広報広聴協議会会員

令和5年8月2日現在

◎会長 ○副会長（部会長）*副部会長

協議会・部会名	会員名
広報広聴協議会	◎朝井 賢次 議長 柴田 利勝
広報部会	○浅井 寿美 *池田 信子 颯田 季央 松原 大介 原 誠 高島 淳 西本 潤 馬嶋 みゆき 石神 栄治 富田 宗一 三木 雪実 臼井 淳
広聴部会	○宮 蘭 伸仁 *新井 亜由美 黒柳 知世 山内 精一郎 三宅 聡 小澤 勝 中川 昌也 高桑 茂樹 戸田 由久 長江 公夫 伊藤 賢二 長江 秀幸

(エ) 一部事務組合議会議員

組合議会名	議 員 名
公立陶生病院 組合議会	颯 田 季 央 山 内 精 一 郎 高 島 淳
	石 神 栄 治 高 桑 茂 樹 池 田 信 子
	新 井 亜 由 美 宮 菌 伸 仁 戸 田 由 久
	白 井 淳 伊 藤 賢 二
瀬戸旭看護専門 学校組合議会	黒 柳 知 世 原 誠 西 本 潤
	馬 嶋 み ゆ き 中 川 昌 也 長 江 秀 幸
尾張東部衛生 組合議会	松 原 大 介 三 宅 聡 富 田 宗 一
	三 木 雪 実 浅 井 寿 美

(3) 議会費予算等

ア 議会費当初予算 (1款1項1目)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年比
報 酬	千円 144,395	千円 144,362	% 100.0
給 料	26,688	26,194	101.9
職 員 手 当 等	75,082	70,824	106.0
共 済 費	52,829	53,489	98.8
報 償 費	384	381	100.8
旅 費	4,654	5,363	86.8
交 際 費	550	550	100.0
需 用 費	1,778	1,070	166.2
役 務 費	1,588	1,588	100.0
委 託 料	8,757	9,583	91.4
使 用 料 及 び 借 料	4,051	4,051	100.0
備 品 購 入 費	1,563	1,870	83.6
負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	4,693	5,018	93.5
合 計	327,012	324,343	100.8

イ 報酬・手当

(ア) 議員報酬

区 分	報 酬 額 (円)	改 正 年 月 日	改 正 前 (円)
議 長	549,000	平成30年4月1日	548,000
副議長	481,000	平成30年4月1日	480,000
委員長	461,000	令和元年5月1日	—
副委員長	456,000	令和元年5月1日	—
議 員	451,000	平成30年4月1日	450,000

※ 委員長…常任委員会（予算決算委員会を除く）及び議会運営委員会の委員長
副委員長…常任委員会（予算決算委員会を除く）及び議会運営委員会の副委員長

(イ) 特別職の給与

区 分	給 与 額 (円)	改 正 年 月 日	改 正 前 (円)
市 長	989,000	平成30年4月1日	988,000
副市長	812,000	平成30年4月1日	811,000

(ウ) 議員期末手当（役職加算45%）

6 月	12 月	合 計
165	165	330
100	100	100

ウ 行政視察旅費（1泊2日）

常任委員会視察	1人当たり	100,000 円
議会運営委員会視察	〃	100,000 円
特別委員会視察	〃	65,000 円

エ 費用弁償

旅 費				
鉄 道 賃	航 空 賃 船 賃	日 当 (1日)	宿 泊 料 (1夜)	食 卓 料 (1夜)
普通運賃 特急急行料金 特別車両料金	実 費	0 円 <small>※平成26年度より廃止</small>	15,000 円	2,400 円

※ 特別車両料金は、片道150km以上の旅行につき、実際に乗車する場合のみ
往路復路ともに支給する

3 令和4年議会活動状況

(1) 議会開催数

区 分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	回数	会期	回数	会期	回数	会期	回数	会期	回数	会期
定例会	4	93	4	99	4	100	4	101	4	100
臨時会	1	1	2	2	3	3	1	1	3	3

(2) 本会議開催状況

区 分	会 期	本会議日数	会 議 時 間
第1回臨時会	1	1	31分
3月定例会	36	7	22時間03分
第2回臨時会	1	1	1時間21分
6月定例会	19	4	11時間19分
9月定例会	24	5	14時間43分
第3回臨時会	1	1	21分
12月定例会	21	5	12時間02分
合 計	103	24	62時間20分

(3) 請願処理状況

区分	件数	採 択	不採択	継続審査	審査未了	撤 回	その他
30年	0						
令和元年	3	2	1				
令和2年	2		2				
令和3年	1		1				
令和4年	3		3				

(4) 議案件数及び議決状況

区 分		第1回臨時会	3月定例会	第2回臨時会	6月定例会	9月定例会	第3回臨時会	12月定例会	合 計
市長提出	条 例		13	3	1	5		16	38
	予 算		7						7
	補 正	1	9	1	5	4	1	8	29
	契 約		2		3			1	6
	そ の 他				2	1		1	4
	承 認			1					1
	認 定					7			7
	同 意			1		7		2	10
	諮 問				1			2	3
	小 計	1	31	6	12	24	1	30	105
議員提出	条 例							1	1
	意 見 書							1	1
	そ の 他		2						2
	小 計		2					2	4
議 案 件 数		1	33	6	12	24	1	32	109
原 案 可 決		1	33	6	12	25	1	32	110
修 正 可 決									
否 決									
継 続 審 査									
審 査 未 了									
議 決 不 要									
その他	選 挙			3					
	選 任								
	推 薦								
	そ の 他			1		1			1
	小 計			4		1			5

(5) 常任・特別委員会、その他の会議開催状況

区分	議会運営委員会	常任委員会				議会改革推進特別委員会	広報広聴協議会	その他の会議		
		総務生活	厚生文教	都市活力	予算決算			全員協議会	各派代表者会	政治倫理審査会
1月	3 (1)				5 (4)	1 (1)	2 (2)	1	1 (1)	
2月	2 (2)				6 (6)	1 (1)	4 (2)	2 (2)	1 (1)	
3月	8 (1)	2	2	2	7		2 (1)	2		
4月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)			4 (4)		2 (2)	
5月	5 (3)	3 (2)	2 (2)	2 (2)	2		3 (2)	1 (1)	1 (1)	
6月	5 (1)	2	1	1	7		1 (1)	2 (1)		
7月	1 (1)				3 (3)	1 (1)	3 (3)		2 (2)	
8月	4 (2)				7 (6)		3 (3)	1 (1)	1 (1)	
9月	4	2	2	2	6		1 (1)	1		
10月	5 (3)		1 (1)		1		3 (3)	1	2 (2)	
11月	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)			2 (2)	1 (1)	2 (2)	
12月	6	1	1	2	6		2 (2)	1	1	
合計	46 (17)	12 (4)	11 (5)	11 (4)	50 (19)	3 (3)	30 (26)	13 (6)	13 (12)	
会議時間	13時間 47分	14時間 37分	10時間 31分	8時間 0分	76時間 0分	2時間 7分	/	5時間 9分	7時間 49分	/

② ()内は議会閉会中の開催数

(6) 常任委員会開催数・審査件数

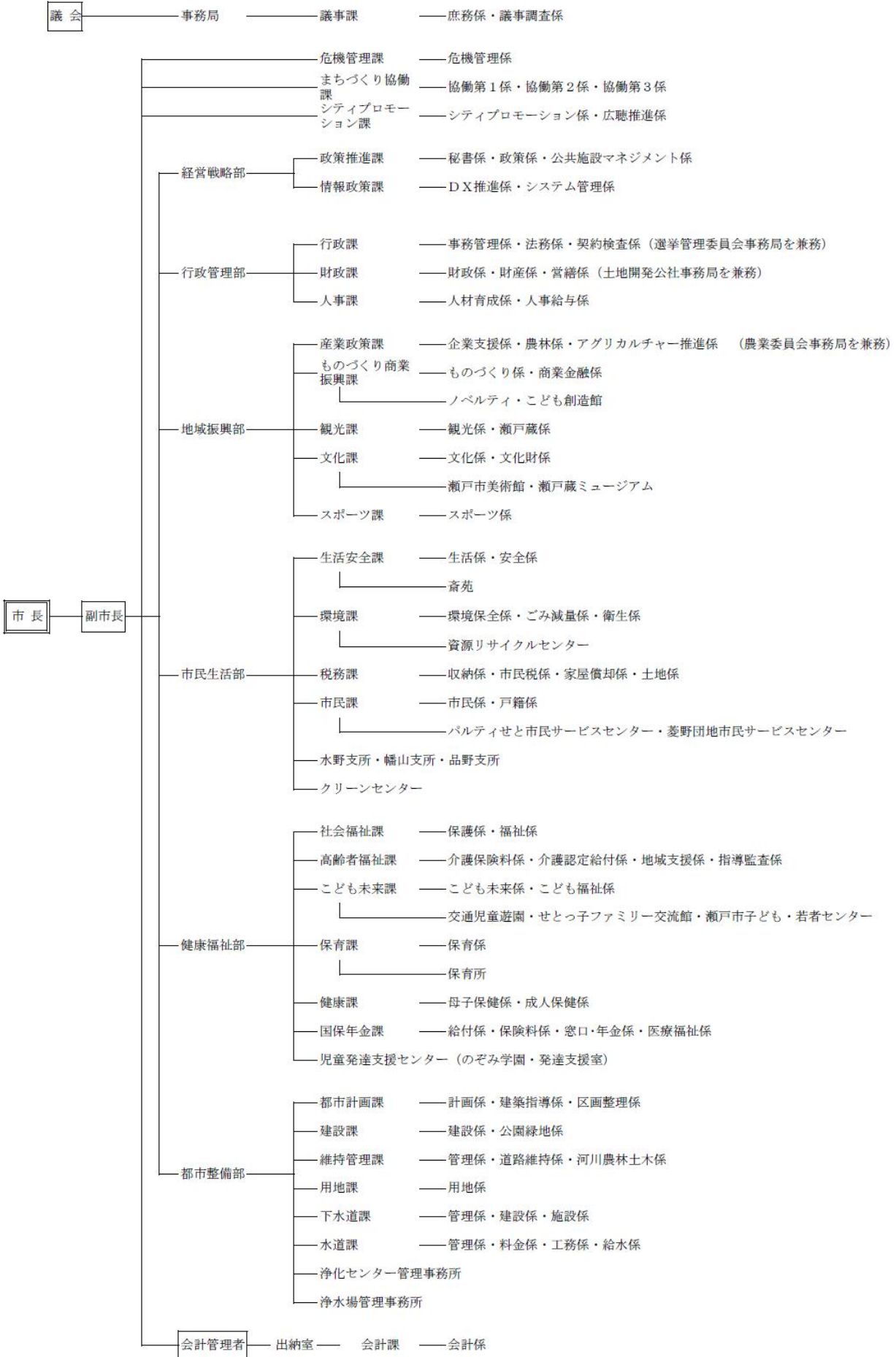
区 分	開催数	審 査 件 数				備 考
		議 案	請 願	陳 情	その他	
総務生活	12	27	2	4	6	その他は、閉会中の調査研究付託事件及び各課報告事項
厚生文教	11	5	2	7	5	
都市活力	11	17			12	
予算決算	50	43				

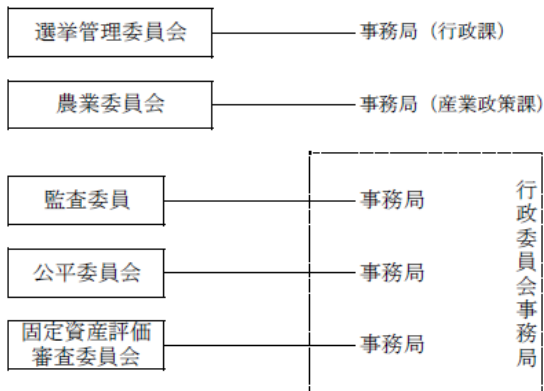
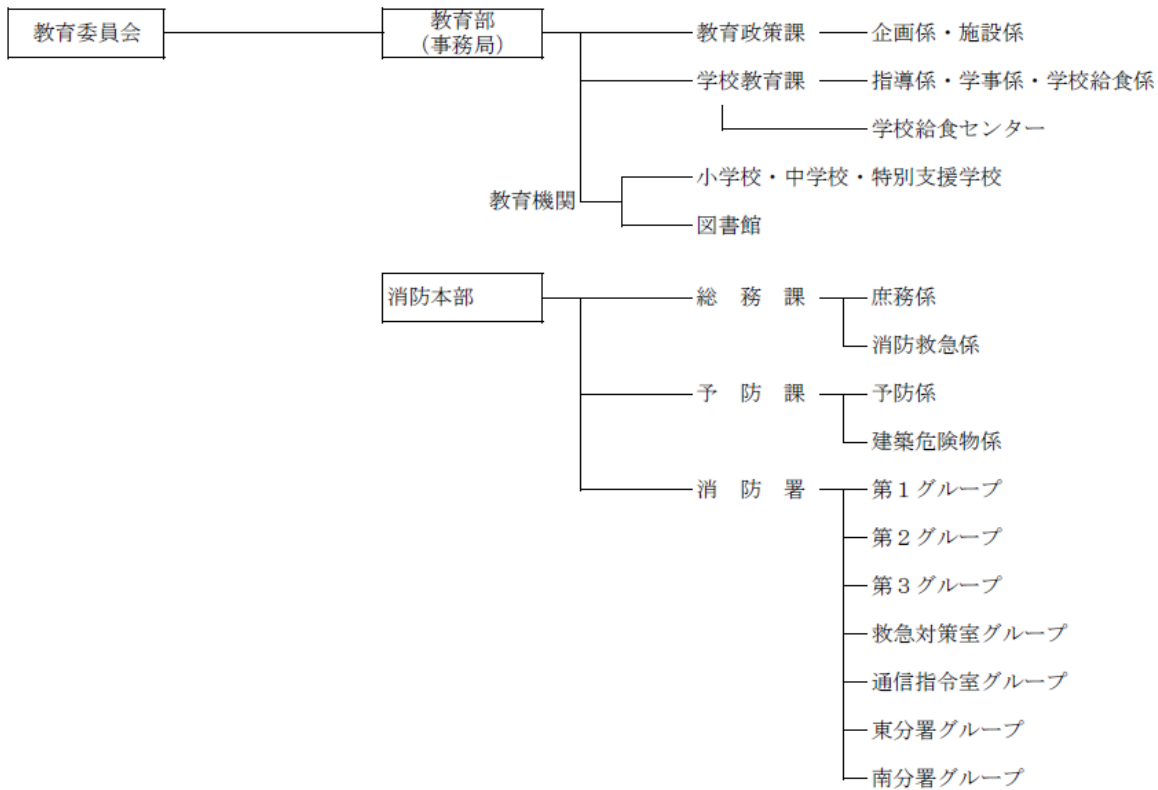
(7) 意見書等議決状況

件 名	議 決 年 月 日
ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議	令和4年3月7日
第3号議案瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議	令和4年3月24日
带状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書	令和4年12月20日

4 瀬戸市機構図

(令和5年4月1日現在)





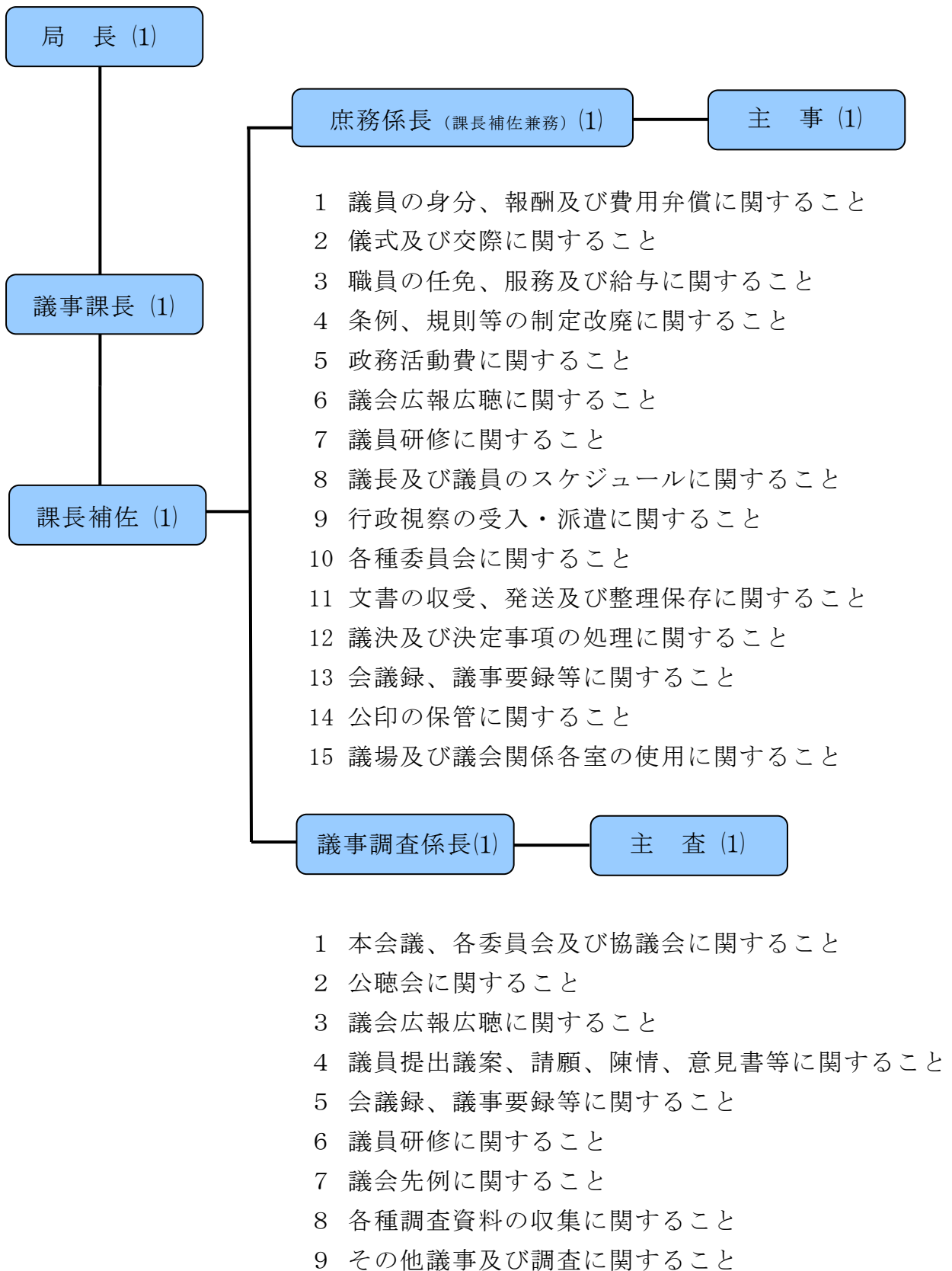
[一部事務組合・広域連合]

- 公立陶生病院組合
- 瀬戸旭看護専門学校組合 ————— 事務所
- 尾張東部衛生組合 ————— 事務所 ————— 総務係・業務係
- 尾張農業共済事務組合
- 愛知県後期高齢者医療広域連合

[協議会]

- 愛日地方教育事務協議会
- 瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会

5 議会事務局組織図及び事務分掌



6 瀬戸市議会基本条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 議会と議員の活動原則等（第3条―第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条―第8条）

第4章 市長等との関係（第9条―第12条）

第5章 議員間での討議による議会の合意形成（第13条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第14条―第17条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条―第21条）

第8章 評価検証及び見直し（第22条）

附 則

（前文）

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動します。

そのために瀬戸市議会は、公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意します。

よって、瀬戸市議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる支柱として、また議会の最高規範として瀬戸市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に応えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会に関係する条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第2章 議会と議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。
- (2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案及び政策提言を図る。
- (5) 合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、合意形成に努める。
- (6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。

- (7) 専門的な知見の活用、政策提言等に必要な研修若しくは視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は言論の府であり、かつ合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。
- (2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。
- (3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。
- (5) 自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。
- (6) 市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

(委員会の活動)

第5条 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民に対し議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催する。
- 3 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 議会は、委員会において参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 5 議会は、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう議会広報活動に努めるものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換会の開催等様々な機会を通じて、市民の多様な意見を把握及び集約するものとし、その意見を市政及び議会運営に反映するよう努めるものとする。

3 議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。

4 広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 市長等との関係

(市長等と議会との関係)

第9条 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。

2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会での一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議及び委員会において反問することができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 瀬戸市総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 前項の規定に基づき説明を求める政策等のうち、計画については、市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定、その他議会が求めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求める。

(議決事件の追加)

第12条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 議員間での討議による議会の合意形成

(議会の合意形成)

第13条 議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民からの提案・意見（請願及び陳情）に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員の政治倫理は、別に定める。なお、議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を改定するに当たっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会（瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）第2条に規定するものをいう。）の答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が議員報酬の改定を提案するときは、明確な改定理由を付さなければならない。

(政務活動費)

第17条 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行に当たっては、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第8章 評価検証及び見直し

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 <略>

7 瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、瀬戸市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対し年額15万円（以下「年額」という。）を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

- (1) 年度の中途において議員の任期が満了する場合 年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）に4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額
- (2) 年度の中途から議員の任期が始まる場合 月額に議員となつた日の属する月の翌月（議員となつた日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額

(交付の時期)

第4条 政務活動費は、4月25日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となつた日の属する月の翌月の25日に交付する。

2 政務活動費の交付の日が、瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日に交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

3 議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該議員でなくなつた者（死亡による場合にあつてはその相続人。以下同じ。）は、議員でなくなつた日から20日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

4 収支報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費の支出に係る領収書又はこれに準ずる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額の総額を控除して残余があるときは、市長は、当該残余の額の返還を命ずるものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員がその年度の中途において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、当該議員でなくなつた者は、月額に議員でなくなつた日の属する月の翌月（議員でなくなつた日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月23日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第1号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改選後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷費、交通費、宿泊費、調査委託費及び文書通信費
研修費	議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
広聴費	議員が住民から市政及び議員の活動に対する要望、意見聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために要する経費	印刷費、交通費、宿泊費及び文書通信費
会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、印刷費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、翻訳料並びに事務機器の購入費及びリース代
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料及び有料データベース利用料

8 瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 年度の中途から議員の任期が始まる場合は、前項の規定にかかわらず、議員となった日の属する月の翌月の10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 前2項の議員（議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、当該議員でなくなつた者（死亡による場合にあってはその相続人）を含む。第6条において同じ。）は、申請した事項に異動が生じたときは、速やかに、政務活動費交付変更申請書（第2号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により申請のあつた議員について政務活動費の交付を決定したときは、当該議員に政務活動費交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。なお、当該年度の中途で政務活動費の額の変更を決定するときも同様とする。

(交付請求)

第4条 議員は、条例第4条に規定する政務活動費の交付の日の10日前までに、政務活動費交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(収支報告書の提出及び写しの送付)

第5条 条例第6条の規定により提出する収支報告書は、政務活動費収支報告書（第5号様式）によるものとする。

2 議長は、収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第6号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

9 議員名簿

(1) 歴代議長

代	氏名	在職期間									
		自					至				
初代	水野憲吾	昭和	4年	11月	15日	昭和	7年	2月	27日		
2	川本芳三郎	昭和	7年	3月	2日	昭和	8年	11月	4日		
3	水野憲吾	昭和	8年	11月	17日	昭和	12年	11月	4日		
4	加藤章	昭和	12年	11月	17日	昭和	15年	4月	2日		
5	加藤庄平	昭和	15年	4月	2日	昭和	17年	5月	31日		
6	稲垣賢治	昭和	17年	6月	11日	昭和	19年	6月	11日		
7	鈴木舜二	昭和	19年	6月	11日	昭和	21年	10月	2日		
8	加藤萬吉	昭和	21年	10月	2日	昭和	22年	4月	29日		
9	加藤萬吉	昭和	22年	5月	16日	昭和	25年	6月	16日		
10	鈴木増太郎	昭和	25年	6月	16日	昭和	26年	3月	1日		
11	浅井金之丞	昭和	26年	6月	4日	昭和	28年	6月	4日		
12	池田与作	昭和	28年	6月	4日	昭和	29年	6月	8日		
13	加藤幸治郎	昭和	29年	6月	8日	昭和	30年	4月	30日		
14	加藤薫	昭和	30年	5月	16日	昭和	31年	5月	25日		
15	大竹加三	昭和	31年	5月	26日	昭和	32年	5月	27日		
16	藤井正勝	昭和	32年	5月	27日	昭和	33年	5月	27日		
17	伊藤清春	昭和	33年	5月	27日	昭和	34年	4月	30日		
18	加藤政雄	昭和	34年	5月	13日	昭和	36年	5月	12日		
19	浅野邦吉	昭和	36年	5月	12日	昭和	37年	5月	14日		
20	伊藤陶彦	昭和	37年	5月	14日	昭和	38年	4月	30日		
21	伊藤陶彦	昭和	38年	5月	16日	昭和	39年	5月	15日		
22	磯村鮑三郎	昭和	39年	5月	15日	昭和	40年	5月	8日		
23	加藤京松	昭和	40年	5月	8日	昭和	41年	6月	13日		
24	寺田孝一	昭和	41年	6月	13日	昭和	42年	4月	30日		
25	加藤春海	昭和	42年	5月	25日	昭和	43年	5月	25日		
26	安藤房一	昭和	43年	5月	25日	昭和	45年	5月	20日		
27	伊藤陶彦	昭和	45年	5月	20日	昭和	46年	4月	30日		
28	大竹加三	昭和	46年	5月	17日	昭和	47年	5月	17日		
29	日比野喜勝	昭和	47年	5月	17日	昭和	48年	5月	17日		
30	岡村安一	昭和	48年	5月	17日	昭和	50年	4月	30日		
31	岡村安一	昭和	50年	5月	16日	昭和	51年	5月	22日		
32	伊藤陶彦	昭和	51年	5月	22日	昭和	52年	5月	24日		
33	岡村安一	昭和	52年	5月	24日	昭和	53年	6月	2日		
34	長江鉦次	昭和	53年	6月	2日	昭和	54年	4月	30日		
35	加藤成	昭和	54年	5月	17日	昭和	55年	5月	20日		
36	矢野智	昭和	55年	5月	20日	昭和	58年	4月	30日		
37	矢野智	昭和	58年	5月	17日	昭和	59年	5月	17日		
38	戸田貞司	昭和	59年	5月	17日	昭和	60年	5月	16日		
39	矢野智	昭和	60年	5月	16日	昭和	61年	5月	16日		
40	丸山房美	昭和	61年	5月	16日	昭和	62年	4月	30日		

代	氏 名	在 職 期 間									
		自					至				
41	矢野智	昭和	62年	5月	19日	昭和	63年	5月	12日		
42	清谷正夫	昭和	63年	5月	12日	平成	元年	5月	18日		
43	丸山房美	平成	元年	5月	18日	平成	2年	5月	17日		
44	矢野智	平成	2年	5月	17日	平成	3年	4月	30日		
45	矢野智	平成	3年	5月	13日	平成	3年	7月	30日		
46	山川二三夫	平成	3年	9月	3日	平成	4年	5月	14日		
47	矢野誠	平成	4年	5月	14日	平成	5年	5月	15日		
48	梶浦劔二郎	平成	5年	5月	15日	平成	6年	5月	12日		
49	加藤三郎	平成	6年	5月	12日	平成	7年	4月	30日		
50	水野一男	平成	7年	5月	18日	平成	8年	5月	14日		
51	中川和成	平成	8年	5月	14日	平成	9年	5月	16日		
52	矢野誠	平成	9年	5月	16日	平成	10年	5月	15日		
53	河村邦彦	平成	10年	5月	15日	平成	11年	4月	30日		
54	林聰	平成	11年	5月	19日	平成	12年	5月	15日		
55	伊藤賢二	平成	12年	5月	15日	平成	13年	5月	14日		
56	足立利夫	平成	13年	5月	14日	平成	14年	5月	15日		
57	河村邦彦	平成	14年	5月	15日	平成	15年	4月	30日		
58	加藤矯	平成	15年	5月	19日	平成	16年	5月	12日		
59	川本雅之	平成	16年	5月	12日	平成	17年	5月	12日		
60	馬嶋雅哉	平成	17年	5月	12日	平成	18年	5月	11日		
61	藤井篤保	平成	18年	5月	11日	平成	19年	4月	30日		
62	小島俊介	平成	19年	5月	10日	平成	20年	5月	12日		
63	長江公夫	平成	20年	5月	12日	平成	21年	5月	13日		
64	島倉誠	平成	21年	5月	13日	平成	22年	5月	13日		
65	川本雅之	平成	22年	5月	13日	平成	23年	4月	30日		
66	水野勝美	平成	23年	5月	12日	平成	24年	5月	15日		
67	三木雪実	平成	24年	5月	15日	平成	25年	5月	14日		
68	吉永みのり	平成	25年	5月	14日	平成	26年	5月	14日		
69	小島俊介	平成	26年	5月	14日	平成	27年	4月	30日		
70	山田治義	平成	27年	5月	14日	平成	28年	5月	19日		
71	戸田由久	平成	28年	5月	19日	平成	29年	5月	12日		
72	三木雪実	平成	29年	5月	12日	平成	30年	5月	14日		
73	長江公夫	平成	30年	5月	14日	平成	31年	4月	30日		
74	長江秀幸	令和	元年	5月	14日	令和	2年	5月	12日		
75	富田宗一	令和	2年	5月	12日	令和	3年	5月	10日		
76	宮藺伸仁	令和	3年	5月	10日	令和	4年	5月	10日		
77	水野良一	令和	4年	5月	10日	令和	5年	4月	16日		
78	柴田利勝	令和	5年	5月	12日						

(2) 歴代副議長

代	氏名	在職期間									
		自					至				
初代	小林茂	昭和	4年	11月	15日	昭和	7年	2月	27日		
2	鈴木舜二	昭和	7年	3月	2日	昭和	7年	5月	29日		
3	桜井源之助	昭和	8年	8月	13日	昭和	8年	11月	4日		
4	柴田茂	昭和	8年	11月	17日	昭和	12年	11月	4日		
5	稲垣賢治	昭和	12年	11月	17日	昭和	15年	4月	2日		
6	加藤萬吉	昭和	15年	4月	2日	昭和	17年	5月	20日		
7	伊藤猛	昭和	17年	6月	11日	昭和	19年	6月	11日		
8	鈴木増太郎	昭和	19年	6月	11日	昭和	21年	10月	2日		
9	長谷川正博	昭和	21年	10月	2日	昭和	22年	4月	29日		
10	浅井金之丞	昭和	22年	5月	16日	昭和	24年	5月	12日		
11	加藤薫	昭和	24年	5月	12日	昭和	25年	6月	16日		
12	加藤幸治郎	昭和	25年	6月	16日	昭和	26年	4月	30日		
13	池田与作	昭和	26年	6月	4日	昭和	27年	6月	4日		
14	加藤政雄	昭和	27年	6月	4日	昭和	28年	6月	4日		
15	中島信一	昭和	28年	6月	4日	昭和	29年	6月	8日		
16	大竹加三	昭和	29年	6月	8日	昭和	30年	4月	30日		
17	浅野邦吉	昭和	30年	5月	16日	昭和	31年	5月	26日		
18	野田伍三郎	昭和	31年	5月	26日	昭和	32年	5月	27日		
19	伊藤陶彦	昭和	32年	5月	27日	昭和	33年	5月	27日		
20	加藤京松	昭和	33年	5月	27日	昭和	34年	4月	30日		
21	吉橋国三	昭和	34年	5月	13日	昭和	35年	5月	12日		
22	矢野千代太	昭和	35年	5月	12日	昭和	36年	5月	12日		
23	梅村先三郎	昭和	36年	5月	12日	昭和	37年	5月	14日		
24	戸田由逸	昭和	37年	5月	14日	昭和	38年	4月	30日		
25	加藤春海	昭和	38年	5月	16日	昭和	39年	5月	15日		
26	山田秋金	昭和	39年	5月	15日	昭和	40年	5月	8日		
27	加藤鶴吉	昭和	40年	5月	8日	昭和	41年	6月	13日		
28	安藤房一	昭和	41年	6月	13日	昭和	42年	4月	30日		
29	二宮一郎	昭和	42年	5月	25日	昭和	43年	5月	25日		
30	日比野喜勝	昭和	43年	5月	25日	昭和	44年	5月	26日		
31	清水幸作	昭和	44年	5月	26日	昭和	45年	5月	20日		
32	加藤鶴吉	昭和	45年	5月	20日	昭和	46年	4月	30日		
33	岡村安一	昭和	46年	5月	17日	昭和	47年	5月	17日		
34	伊藤英雄	昭和	47年	5月	17日	昭和	48年	4月	2日		
35	大沢高春	昭和	48年	5月	17日	昭和	49年	5月	16日		
36	大津覚一	昭和	49年	5月	16日	昭和	50年	4月	30日		
37	長江鉦次	昭和	50年	5月	16日	昭和	51年	5月	22日		
38	梶浦釵二郎	昭和	51年	5月	22日	昭和	52年	5月	24日		
39	加藤成	昭和	52年	5月	24日	昭和	53年	6月	2日		
40	矢野智	昭和	53年	6月	2日	昭和	54年	4月	30日		

代	氏名	在職期間			
		自		至	
41	菊田賢三	昭和54年	5月17日	昭和55年	5月20日
42	伊藤武雄	昭和55年	5月20日	昭和56年	5月18日
43	戸田貞司	昭和56年	5月18日	昭和57年	5月18日
44	小島重雄	昭和57年	5月18日	昭和58年	4月30日
45	丸山房美	昭和58年	5月17日	昭和59年	5月17日
46	塚原賢一	昭和59年	5月17日	昭和60年	5月16日
47	加藤邦雄	昭和60年	5月16日	昭和61年	5月16日
48	清谷正夫	昭和61年	5月16日	昭和62年	4月30日
49	山川二三夫	昭和62年	5月19日	昭和63年	5月12日
50	佐伯孜	昭和63年	5月12日	平成元年	5月18日
51	山口義朗	平成元年	5月18日	平成2年	5月17日
52	矢野誠	平成2年	5月17日	平成3年	4月30日
53	加藤三郎	平成3年	5月13日	平成4年	5月14日
54	大澤泰	平成4年	5月14日	平成5年	5月15日
55	中川和成	平成5年	5月15日	平成6年	5月12日
56	杉野順二	平成6年	5月12日	平成7年	4月30日
57	加藤藤二矯	平成7年	5月18日	平成8年	5月14日
58	河村邦彦	平成8年	5月14日	平成9年	5月16日
59	足立利夫	平成9年	5月16日	平成10年	5月15日
60	伊藤賢二	平成10年	5月15日	平成11年	4月30日
61	藤井篤保	平成11年	5月19日	平成12年	5月15日
62	水野美智子	平成12年	5月15日	平成13年	5月14日
63	加藤喜久彌	平成13年	5月14日	平成13年	7月4日
64	川本雅之	平成13年	7月31日	平成14年	5月15日
65	馬嶋雅哉	平成14年	5月15日	平成15年	4月30日
66	藤井太平	平成15年	5月19日	平成16年	5月12日
67	中島校生	平成16年	5月12日	平成17年	5月12日
68	小島俊介	平成17年	5月12日	平成18年	5月11日
69	長江公夫	平成18年	5月11日	平成19年	4月30日
70	島倉誠	平成19年	5月10日	平成20年	5月12日
71	吉永みのり	平成20年	5月12日	平成21年	5月13日
72	水野勝美	平成21年	5月13日	平成22年	5月13日
73	三木雪実	平成22年	5月13日	平成23年	4月30日
74	東伸二	平成23年	5月12日	平成24年	5月15日
75	柴田利勝	平成24年	5月15日	平成25年	5月14日
76	山田治義	平成25年	5月14日	平成26年	5月14日
77	戸田由久	平成26年	5月14日	平成27年	4月30日
78	中川昌也	平成27年	5月14日	平成28年	5月19日
79	長江秀幸	平成28年	5月19日	平成29年	5月12日
80	富田宗一	平成29年	5月12日	平成30年	5月14日

代	氏 名	在 職 期 間									
		自					至				
81	宮 菌 伸 仁	平成	30年	5月	14日	平成	31年	4月	30日		
82	水 野 良 一	令和	元年	5月	14日	令和	2年	5月	12日		
83	西 本 潤	令和	2年	5月	12日	令和	3年	5月	10日		
84	小 澤 勝	令和	3年	5月	10日	令和	4年	5月	10日		
85	高 島 淳	令和	4年	5月	10日	令和	5年	4月	30日		
86	朝 井 賢 次	令和	5年	5月	12日						

瀬戸市議会議員名簿

(令和5年6月29日現在)

議席	氏名	郵便番号	自宅住所	自宅電話	党派	年齢	期数	会派等
1	くろ やなぎ とも よし 黒 柳 知 世	489-0077	瀬戸市宮里町81	82-4921	無	37	1	自民新政クラブ
2	さつ た とし お 颯 田 季 央	489-0952	瀬戸市池田町125-3	57-9847	無	42	1	自民新政クラブ
3	やま うち せい ちろう 山 内 精 一郎	489-0816	瀬戸市東本町1-14-1	82-9056	無	52	1	自民新政クラブ
4	まつ ばら だい すけ 松 原 大 介	489-0055	滝之湯町24-1	83-8236	無	42	2	無 会 派
5	み三 やけ さとし 三 宅 聡	489-0808	見付町7-8 エスコシティ新瀬戸106	84-6376	公	61	2	公明党瀬戸市議団
6	はら まこと 原 誠	489-0876	瀬戸市白山町2-48	21-5630	共	44	1	日本共産党 瀬戸市議団
7	あさ い けん じ 朝 井 賢 次	489-0971	西本地町1-161	83-0616	自	50	3	自民新政クラブ
8	たか しま じゅん 高 島 淳	489-0036	西古瀬戸町27	84-1881	無	54	3	自民新政クラブ
9	にし もと じゅん 西 本 潤	489-0808	見付町96-1	87-0400	無	59	3	自民新政クラブ
10	お ざわ まさる 小 澤 勝	489-0023	窯元町171-43	84-2840	無	73	3	自民新政クラブ
11	ま じま みゆき 馬 嶋 みゆき	489-0823	東郷町51	82-7986	無	51	3	無 会 派
12	いし がみ せい じ 石 神 栄 治	489-0877	東赤重町1-53 トランキル伊藤303	85-8484	自	56	3	無 会 派
13	なか がわ まさ や 中 川 昌 也	489-0989	山手町257	85-2971	無	59	5	無 会 派
14	たか くわ しげ き 高 桑 茂 樹	489-0904	すみれ台4-23	48-4253	無	61	5	無 会 派
15	いけ だ のぶ こ子 池 田 信 子	489-0005	中水野町1-189-2	48-6733	公	56	3	公明党瀬戸市議団
16	あら い あゆみ 新 井 亜由美	480-1218	中品野町273	78-1831	共	46	2	日本共産党 瀬戸市議団
17	みや その しん じ 宮 園 伸 仁	489-0980	やまて坂3-118	21-6231	自	62	4	自民新政クラブ
18	とみ だ むね かず 富 田 宗 一	489-0003	穴田町832	48-1419	自	67	4	自民新政クラブ
19	しば た とし かつ 柴 田 利 勝	480-1211	上半田川町218	41-1766	無	79	4	自民新政クラブ
20	と だ よし ひさ 戸 田 由 久	480-1207	品野町5-45	42-1224	無	61	5	無 会 派
21	み き ゆき み 三 木 雪 実	489-0051	下陣屋町131-7	82-8378	自	62	6	自民新政クラブ
22	うす い あつし 臼 井 淳	489-0886	萩山台9-122	21-3680	無	62	5	無 会 派
23	なが え きみ お 長 江 公 夫	489-0913	水南町136	82-4785	無	67	7	無 会 派
24	い とう けん じ 伊 藤 賢 二	489-0984	北山町120	21-9270	自	71	10	無 会 派
25	なが え ひで ゆき 長 江 秀 幸	480-1211	上半田川町1022	41-1023	公	61	5	公明党瀬戸市議団
26	あさ い こと み 浅 井 寿 美	489-0912	西松山町4-126	21-1371	共	62	3	日本共産党 瀬戸市議団

瀬戸市議会事務局 議事課

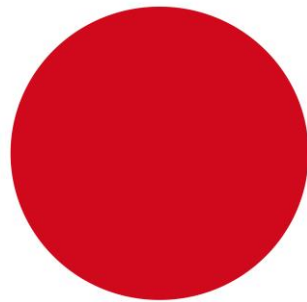
〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64-1

TEL 0561-88-2740

FAX 0561-84-0047

E-MAIL giji@city.seto.lg.jp



日本遺産のまち
瀬戸市